

## マージン率等に係る情報提供

システムクラン株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和3年度(令和3年4月～令和4年3月))

### 記

- 令和 4年6月1日付け派遣労働者数 19人
- 令和 3年度 派遣先事業所数(実数) 8件
- 令和 3年度 労働者派遣に関する料金の平均額 33,236円  
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 令和 3年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 20,343円  
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 38.8%
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
  - キャリアコンサルティングの相談窓口 本社 TEL. 045-315-4810
  - 訓練内容

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給
新規採用者訓練	未経験者の新規採用者	OFF-JT	弊社/訓練機関	無償	有給
ビジネススキル研修	1年目以降の派遣労働者	OFF-JT	訓練機関	無償	有給
専門職教育	1年目以降の派遣労働者	OFF-JT	訓練機関	無償	有給
管理職研修	4年目以降の派遣労働者	OFF-JT	訓練機関	無償	有給

- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項  
弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。
- 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
  - 労使協定を締結していない
  - 労使協定を締結している
    - 協定労働者の範囲 ソフトウェア開発技術者に従事する従業員
    - 協定書の有効期間終期 令和5年3月31日